

9月議会一般質問

9月10日、9月議会の一般質問が行われ、村上議員は 子どもの貧困とひとり親家庭 介護保険 生活バス路線 土地区画整理事業 の点について、一般質問をしました。その概要をお知らせします。

村上かずしげ通信

発行 日本共産党釧路市議団 23-5212 9/26
このチラシは政務調査費で作成しています。



1、子どもの貧困とひとり親家庭

問 いっそう深刻化する釧路市のひとり親家庭の実態を市としてはどう考えているのか。今回のひとり親アンケートを今後の施策にどう生かしていくのか。

答 アンケートの集計はまだで、前回との収入の比較などはまだできていない。今後幅広く意見をいただき、ひとり親家庭自立促進計画を策定していきたい。

問 児童扶養手当の父子家庭への支給の準備について聞きたい。

答 父子家庭は432世帯(7/31時点)で、120件ほどが対象となると考えている。広報に掲載したり、アンケートに案内の文書を同封したり、子ども手当の申請時に父子家庭に周知するなどしてきて、現在96件の申請がある。

問 ひとり親家庭へのヘルパー派遣、ショートステイ、トワイライトステイ、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の支給などについて、利用状況や課題はどうか。

答 1年から2年で、ヘルパー7世帯、ショートステイ129人、トワイライトステイ141人の利用があった。今後も制度の周知に努める。自立支援教育訓練給付金は5年間で92人が利用、84人が就職している。高等職業訓練促進給付金は31人が利用、全員が看護師となった。

問 母子家庭の母親の就労支援について、その取り組みと効果を聞きたい。

答 ウォーミングセミナー、パワーアップセミナー、企業体験と3段階のセミナーを行い、85人が受講、そのうち53人が就職につながっている。

問 病時保育あるいはそれに代わる制度について検討をすべきではないか。

答 病時保育はH20年度で全国で32箇所しか実施しておらず、釧路市も市立病院の増改築の際に検討したが、実施を断念した。今後の課題と考えている。軽度であればファミリーサポートセンターなどで預かってくれる。

問 母子・父子家庭の市営住宅への申し込み、入居はどうなっているか。

答 昨年度は28件が申し込み、45件が入居できた。優先入居の制度があり、他の世帯より入居率は高い。

問 借り上げ公営住宅の予定はどうなっているか。

答 40戸をH25年に建設する予定だが、ストック活用総合計画の見直しを23年度に行うので、その中で考えていくことになる。

問 道営美原団地の市への移管に伴って、新たな道営住宅の計画はどうなっているか。

答 3棟110戸を市に移管することになっており協議中でまだ具体的には決まっていないが、早期実現に向けて協議していく。

問 企業の男女平等、母子家庭の就労を促進するための施策に対して、入札登録の評価を高めるなど、促進策をとることはできないか。また、地元企業から拠出してもらい、ひとり親家庭の子どもの高校進学について、給付型の奨学金制度をつくることはできないか。

答 行政、企業、住民が同じ認識をもっていくことが大事。しかし、どういう面で企業の取り組みを促進できるか、難しい面もある。

問 養育費の確保について、国に、立替制度を創設するよう求めたらどうか。

答 養育費については相談・助言の活動をしている。養育費は自ら支払うのが当たり前で、立替制度は難しい。

2、介護保険

問 家族介護用品支給事業について、家族と同居と言う条件をはずすことはできないか。

答 厚労省の事業に位置づけられているもので、現に介護している同居家族を支援するもので、条件の見直しは難しい。

3、生活バス路線

問 阿寒中学校前のバス停を、布伏内線の乗り合いタクシー転換後も、引き続き利用できるようにしていただけないか。

答 新バス路線は阿寒病院を始発に、中学校経由とすることになっており、12月からスタートする。

4、昭和中央土地区画整理事業

問 賦課金について、これまで何人の人が支払って、いくら集まっているのか。

答 8/2集計で賦課金の対象者は930人、納付者は完納した者278人、分割払いの者132人で、合計410人、金額については答弁は控えたい。

問 組合の経営状況をどう認識しているのか。

答 20年度までは保留地処分は84億円を予定していたが実績は68億円、そのため保留地の値下げを行い、自力再生を目指している。まずは早期売却をめざして市も指導する。

問 組合の予算がまだ議決されていない。市として直近の総会でこれらの議題を議決するよう助言したらどうか。

答 総代会を議決機関としてこれまで運営してきた。総会が2回流会しているが、次の総会で新しい総代会が選ばれる予定で、推移を見守る。

問 来年3月ごろに賦課金を払っていない人に対して滞納処分を行う予定にしているようだが、市はどう考えているか。

答 現時点で、市に滞納処分の話はない。組合自らの判断と思う。滞納処分を実行する際には、組合員の混乱を招かないよう滞納者を少なくすべきで、引き続き慎重に判断するよう助言する。

問 滞納処分が市に申請されたら、市としてどう対応するのか。

答 なお、慎重な対応が必要である。

問 組合に対して、滞納処分は見送るよう求めよ。

答 まずは組合において判断すべきもの。組合員の理解をえるべきで、時期は慎重にと助言する。

問 土地区画整合法第125条にもとづいて、市が事業全般と財務状況を外部監査すべきではないか。

答 組合の自助努力で解決することが第一義。毎年度ごとの法に定められた調査はしている。125条に基づく監査だが、必要なら行うが、現時点ではその段階にない。

問 市の新たな支援策として、役員の派遣を検討したらどうか。

答 役員体制については、直近の総会で一定の前進があると思う。

問 直近で行われる総会も流会するような事態となれば、これまでの延長線上でない市としての踏み込んだ対応をするべきではないか。

答 次の総会を大変注視している。結果を踏まえ、適切に指導したい。

問 土地区画整理事業そのものが地価の下落、人口の減少という状況に対応できていない法律で、組合施行の場合、赤字となったらいつまでも組合員が賦課金を支払わなければならないという問題をはらんでいる。国に対して、法改正や破たん処理の枠組みづくりを求めるべきでないか。

答 まずは同じ問題をかかえる自治体同士で情報交換をしたい。